別表十七の二(二)付表二の表中「関連者支払利子等の額の合計額（別表十七の二(二)「１」）」を「関連者支払利子等の額の合計額又は対象支払利子等の額の合計額（別表十七の二(二)「１」又は別表十七の二(四)「１」）」に、「調整対象金額（別表十七の二(二)「26」）×(7)/(6)」を「調整対象金額（別表十七の二(二)「26」又は別表十七の二(四)「29」）×(7)/(6)」に、「特定子法人に係る調整対象連結超過利子額の当期損金算入額（別表十七の二(三)付表一「25」）」を「特定子法人に係る調整対象連結超過利子額の当期損金算入額（別表十七の二(三)付表一「27」）」に改め、同表の記載振替第１号中「連結親法人が」の次に「租税特別措置法第68条の89の２第７項（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の」を加え、「(調整対象金額に係る調整額の計算)」を「(連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入)」に、「かつこ」を「括弧」に改める。

別表十七の二(三)の表中「連結調整所得金額（別表十七の二(二)「21」）」を「連結調整所得金額（別表十七の二(二)「21」又は別表十七の二(四)「24」）」に、「(1)×50％」を「(1)×(50％又は20％)」に、「関連者純支払利子等の額（別表十七の二(二)「８」）」を「関連者純支払利子等の額（別表十七の二(二)「８」又は別表十七の二(四)「８」）」に、「調整対象連結超過利子額に係る当期損金算入額（各連結法人の対象連結事業年度の別表十七の二(三)付表一「26」の合計）」を「調整対象連結超過利子額に係る当期損金算入額（各連結法人の別表十七の二(三)付表一「28」の合計）」に、「当期分（別表十七の二(二)「29」）」を「当期分（別表十七の二(二)「29」又は別表十七の二(四)「32」）」に改め、同表の記載振替第１号中「租税特別措置法」の次に「第68条の89の３（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成31年旧措置法」という。）」を加え、同第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「(1)×(50％又は20％)　(2)」の欄は、租税特別措置法第68条の89の３の規定の適用を受ける場合には「50％又は」を消し、平成31年旧措置法第68条の89の３の規定の適用を受ける場合には「又は20％」を消すこと。

別表十七の二(三)付表一の表を次のように改める。